

# 「情報モラル教育」に必要な人間理解の視座について

壁谷 彰慶

## 1 はじめに

授業科目としての「情報倫理」は、情報通信技術（ICT）に関して、二つの側面をもつ。(i)情報通信技術が関わる知識の教育（技術の仕組み、関連法規・規範、危機管理策の教育）と、(ii)情報通信技術が関わる倫理的問題を考察する営み（問題の要因や規範の是非を考察すること）である<sup>1</sup>。以下では、文科省による「教育における情報化ビジョン」の一部である「情報モラル教育」の具体的内容を概観し（2節）、その本来の主旨は上記(ii)の作業にあることを確認する（3節）。そのうえで、当該の主旨に沿った教育には、情報通信技術を利用する人々の「動機」を理解するプロセスが必要だと論じる（4節・5節）。最後に、「情報モラル教育」を、情報通信技術に特化した教育としてではなく、道徳一般を考える倫理学的実践の間口として行う可能性を示唆する（6節）。

## 2 「情報化ビジョン」と「情報モラル教育」

平成23年度に文科省が初等・中等・高等教育の指針として示した「教育の情報化ビジョン」（以下「情報化ビジョン」）は、「情報活用能力の育成」、つまり、「必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現・発信・伝達できる」ような能力の育成を目標に掲げている。また、そのためには、「各学校段階において期待される情報活用能力やこれを身につけさせる指導」や「子どもたちへの情報モラル教育の充実」が必要だとされている<sup>2</sup>。

では、「子どもたちへの情報モラル教育」（以下「情報モラル教育」）とは何だ

<sup>1</sup> 大学教養課程向けの「情報倫理」と銘打つ教科書にも、法律やマナーや禁止則の学習に重きを置くものと、問題提示を行い、自主的な思考を学生に促そうとするものと二種類ある。本稿の主旨は後者を支持するものであり、この路線に従い、倫理学的考察を踏まえながら手際よく昨今の問題状況を把握できる比較的新しい教科書として、土屋(2012)がある。

<sup>2</sup> 報告書は、「情報処理能力」の教育の必要性を、OECD（経済協力開発機構）が指定する「『知識基盤社会』の時代を担う子どもたちに必要な能力（主要能力（key competency））」に訴えて説明している。この能力は、(1)社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力、(2)多様な社会グループにおける人間関係形成能力、(3)自律的に行動する能力、の3カテゴリーから構成される。文科省が重視する「知識や情報およびテクノロジーを活用する能力」は、(1)に当てはまるとされる。

ろうか。これに相当する記述は、数年遡った報告書内に見つけられる。文科省は、平成18年度に「情報モラル指導カリキュラム」<sup>3</sup>（以下「指導カリキュラム」）を作成し、それを元に翌19年度に「情報モラル指導ポータルサイト」<sup>4</sup>を構築するが、後者の中に、「情報モラル教育」について次のような記述がある。

わが国情報モラル教育の目的には、いわゆるモラル教育の観点とは別の側面があります。それは「情報社会に的確な判断ができない児童生徒を守り、危ない目に合わせない」、すなわち危険回避（情報安全教育）の側面です。特に、情報モラル教育のなかで、現在、緊急に対処しなければならないのは、安全教育の側面と考えられています。確かにネットワークではさまざまな問題が起こっており、児童生徒を不用意にネットワークに参加させることは、予想もできない危険にさらすことになりかねません。しかし、モラルは、さまざまな場面での的確な判断力を養う礎（いしづえ）になるのですから、ただわけもわからず危険を避けるノウハウを教えるだけでは困ります。情報モラルは、情報教育のねらいである「情報社会に参画する態度」の育成、ひいては「情報の科学的な理解」「情報活用の実践力」の育成のバランスのなかで育成することが求められるわけです。<sup>5</sup>

ここには、「情報モラル教育」の二つの特徴づけを読みとれる。一つは、通常の「モラル」の教育とは異なり、「危険回避（情報安全教育）」の側面をもつ（正しくはその側面に重きを置く）、ということである。第二の特徴づけは、「モラルは様々な場面での的確な判断力を養う礎になるのだから、……わけもわからず危険を避けるノウハウを教えるだけでは困る」という部分に読みとれる。つまり、危険回避のノウハウを闇雲に教えることではなく、各場面で危険回避を可能にする適格な判断能力の習得を目指すということである。すなわち、文科省の「情報モラル教育」は、「危険回避教育」を、それに十分な「判断能力の育成」をもって行うことを目指すものだと言えるだろう<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 具体的な指導内容は「情報モラル指導モデルカリキュラム」として公開されている。

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/09/07/1296869.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/09/07/1296869.pdf)

<sup>4</sup> <http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>

<sup>5</sup> <http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/nerai/nerai1.html>

<sup>6</sup> 中村ほか(2010)は、高校課程の情報「倫理」教育に求められているのは、(1)インターネット利用時の危険について理解し、身を守るために可能な限り対策をとることと、(2)情報を個人が自由に受発信できることにともなう問題点の理解（特に他人に被害を与えないための配

念のため、この「危険」の内容についても確認しておこう。ここで「ネットワークで起こっているさまざまな問題」とは、翌年の報告<sup>7</sup>によれば、「掲示板やメールなどのインターネット（以下「ネット」）上の誹謗中傷やいじめ」「出会い系サイトなどの違法・有害情報に起因する被害」「子どもたちの携帯電話への依存」などである。「誹謗中傷やいじめ」があげられていることからわかるように、「情報モラル教育」の懸念する「危険性」とは、子どもたちが被害者のみならず加害者にもなりうる可能性も含まれている。

では、以上の方針に沿って策定された「指導カリキュラム」の内容を見てみよう。子どもたちへの指導内容は、5つのカテゴリに分類され、それぞれに、小学1・2年（L1）、3・4年（L2）、5・6年（L3）、中学校（L4）、高等学校（L5）の学年ごとの達成目標が指定されている。しかし、このカリキュラムには、情報通信技術がもたらす問題の背景を理解することには主眼が置かれていないような印象を受ける。

具体的に説明しよう。まず、「1.情報社会の倫理」のカテゴリでは、特に小学5・6年までの達成目標が、「約束や決まりを守る(a1-1)」や「相手への影響を考えて行動する(a2-1)」など、「情報モラル」に限定されず、一般的な道徳（「社会モラル」）の教育と重複した内容が中心になっている。また、「5.公共的なネットワーク社会の構築」のカテゴリで提示される、「協力しあってネットワークを使う(i2-1)」などの目標も、道徳教育の一部だろう。こうした内容の授業は、「情報モラル教育」の中で独立に行うのではなく、「道徳・倫理」「社会」「国語」のような課目と共同で行うほうが望ましいように思われる。

そのほかのカテゴリも見ておこう。「2. 法の理解と遵守」では「情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る(c2-1)」など、法・マナー・模範・禁止則の学習が中心である。「3.安全への知恵」では「自他の個人情報を他人にもらさない(e3-2)」など、安全回避のノウハウの指導が、「4.情報

---

慮）の教育であるとし、そのうえで、そうした事柄の教育は、次のような理由があるために困難だと言う。「セキュリティ上の新しい危険が登場する可能性が常にあり、単に知識を教えれば終わるわけではなく、学生と（場合によっては結論の明らかではない）議論を行い、その過程自身が重要になる。だが、こうした授業を開くのが難しく、また、学習効果の測定も困難である。」「また、著作権などについての法的・社会的知識や理解も必要となる。」

「学生は、携帯メール、プロフ、SNSなど、独自のネットワーク文化の中で自由に生活しており、教室でのネットワーク利用はその一部にすぎない。」そこで著者たちは、「考える」ことを重視し、ビデオや漫画などを用いて、問題が生じる具体的な場面に参加（ロール・プレイ）させることで、生徒の思考と意見を提示する授業を試みている。

<sup>7</sup> 「『情報モラル指導ポータルサイト—やってみよう情報モラル教育—』の公開—学校における情報モラル教育の一層の充実のために—」（平成20年7月16日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/07/08071607.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08071607.htm)

セキュリティ」では、「情報の破壊や流出を守る方法を知る(h3-1)」など、技術的知識の学習が目指されている。

気になるのは、こうしたカリキュラムは、一般的な道徳教育に関する部分を除けば、ルール（法やマナーなど）の学習、危機回避策の学習、技術の説明などが中心になっており、詰まるところ、先の引用文で懸念されていた「ただわけもわからず危険を避けるノウハウを教える」ことに終始しているように見える点である。情報通信技術の問題は、ルールや現状の対応策（ノウハウ）や技術の仕組みを教えることで十分危険回避できるようなものではない。情報通信技術は、人がなしうるものごとの範囲を日々拡張し、法や常識の範疇を超えた問題状況を生み出しうる。子どもたちに必要なのは、こうした潜在的な危険性に対しても善処できるような判断能力の育成だったはずである。それゆえ、法やノウハウの背後にある、それらの成立理由について理解させる必要がある。このことに留意して、文科省の「情報化ビジョン」とそれに準ずる「情報モラル教育」に欠如していると思われる重要な視座について、以降で論じてみたい。

### 3 「情報モラル教育」の目指すものは何か

一旦、「情報モラル教育」の目的を再確認しておこう。前節で内容を確認した「情報モラル教育」は、第1節で触れた「情報化ビジョン」の一部に含まれていた。そこで、「情報化ビジョン」自体は、大きく見れば、次の二つの側面をもつと言えるだろう。((B) が「情報モラル教育」の役目である。)

- (A) 情報活用能力の育成（情報や情報通信技術の活用法に関する指導）
- (B) 情報や情報通信技術の使用上生じうる危険を回避するための指導

ここで、(A) は、その背後にある目的を考慮してみれば、

- (A') 情報通信技術の使用の推奨・推進

ということに換言できるだろう。だが、(A') と (B) は、表面的には矛盾する。というのも、(B) のような指導が必要な「危険な」ものであれば、できるだけ子どもたちから遠ざけておき、彼らが使用しないようにさせておくのが賢明であり、教育の場面で推奨・推進をすることなど許されないはずだからである。

そこで、情報通信技術やその使用法に関する教育が、子どもにとってもつ有用性が疑問になる。つまり、(A') が (B) に優位になる理由について、何がしかの説明を与える必要があるだろう。じっさい、多くの情報通信技術は、子どもたちに教育の場面で推奨するほどの急務な課題ではないように私には思われ

る。今日の成人である我々は、情報通信技術が現在ほど普及していなかった時代に初等・中等教育を経た世代である。だが、ネットや携帯電話を始めとする後発した情報通信技術やそれに依存した社会に十分適用できていると言つてよいだろう。そうであれば、初等・中等教育での「情報」教育の欠如が、彼らの生活に致命的な欠陥をもたらしたと言ってよいかは、疑問である。

ここで、文科省の考え方を汲みとり、「現在の子どもたちと我々とは時代が違うのだ」という反論もあるだろう。つまり、「これまでと社会のあり方が別物になり、これから社会で生活する子どもたちには、情報活用教育が必要である（それゆえ教育場面での情報通信技術の使用・推進 ((A')) は有意義である）」、という批判である。確かに、社会構造の変化により、社会的に情報通信技術が高まっており、一つの特殊技能教育としての役割を「情報」教育が担っていることも否めない。しかし、情報活用教育を学校教育の中で行う必要性や意義は、はっきりと理解できるかたちではまだ提示されていない印象を受ける。

文科省の「情報化ビジョン」に関して言えば、情報活用教育は、学習効率の向上を目的とした情報通信機器を利用した教育 (e-learning) を推進する側面があり、それゆえ「学習効率向上のため」という目的をあげることができよう。だが、e-learning は、確かに学習効率向上にいくらか貢献はするものの、授業補助のための方策であり、指導内容の根幹に影響を及ぼすかたちで組み込まれる必要のあるものかは、やはり議論の余地が残されているだろう。

「情報化ビジョン」自体がもつこうした目的の曖昧性は、事業の方向性の混乱や、子どもたちの教育上の不安を招くことになりかねない。そこで、「情報化ビジョン」の欠陥は、なぜ情報通信技術の使用の推奨・推進を行うのか ((A')) 、という点について、教育者が納得し、かつ、同時に、子どもたちに理解させる視座を欠いていることである。

私見では、この視座は、「情報化ビジョン」の意義に説得性を与えるためだけのものではない。同時に、危機回避指導 ((B)) を目的とする「情報モラル教育」が、それ自体の内在的要請として必要としているものである。というのも、前節末で述べたように、「情報モラル教育」が課題とする、潜在的な危機も回避できる判断力の育成のためには、法やノウハウが成立する背景について理解する過程が必要であり、それは、情報通信技術を自身や人々が使用するさいの目的を自覚する作業でもあるからである。

この必要性は、次のようにも説明できる。子どもたちが危険に直面するのは、彼らが情報通信技術を現に利用するからだが、その利用形態は、「情報化ビジョ

ン」が推奨するかたちの利用（e-learning や社会貢献などの模範的利用）に限られない。パソコンや携帯電話を子どもが使用するのは常態化しており、携帯ゲーム機などにも大人が懸念する「危険」を孕んだ技術は使用されている<sup>8</sup>。子どもたちは、大人よりも情報通信技術の使用に危険性を感じていないことを示す統計もある<sup>9</sup>。物理的にも心理的にも彼らの生活に深く浸透し、彼らが無自覚に使用している技術が、彼ら自身を加害者や被害者にするかもしれない<sup>10</sup>。「情報モラル教育」を推奨する文科省や保護者たちの懸念は、この「無自覚さ」にも向けられている。この意味でも、危険と隣接した情報通信技術を、自分や他人が「なぜ使いたくなるのか」「何のために使うのか」、つまり、その技術を使う人々の「動機」の理解が重要なのである。

しかしながら、こうした人間の内面を理解しようとする視座を、現状の「情報モラル教育」は欠如していると思われる所以である<sup>11</sup>。そこでこの重要性をもう少し説明することにしよう。

#### 4 技術の使用動機を考えること

人が情報通信技術を使用する「動機」を理解する作業は、「情報化ビジョン」の方針に沿った教育において、少なくとも三つの意味で重要性をもっている。

第一に、どのようななかたちで自分や他人が危険と隣り合わせにある技術を使いやすいのか・使いたくなるのか、を理解することは、新出の技術に潜在する危険も含め、危険な帰結（著作権侵害、誹謗中傷、など）を自覚的に回避可能にする判断力を身につけることにつながるからである。情報通信技術を自分や人々が使いたくなる動機を理解したうえで危険性を知るならば、自分が加害者や被害者になりうる可能性を自覚的に回避可能になるだろう。さらに、各々の

<sup>8</sup> 子どもの情報通信機器の利用状況については次で確認できる。共生社会政策統括官「青少年育成（インターネット利用整備）」<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>

<sup>9</sup> 総務省平成23年情報通信白書

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/html/nc221210.html>

<sup>10</sup> 子どもを日常生活のレベルで当事者（被害者・加害者）にしうる問題を扱う点が、情報倫理を、ほかの応用倫理分野（医療倫理、工学倫理、ビジネス倫理、環境倫理）と区別している一つの特徴である。（環境倫理との相違は、子どもの日常生活における喫緊性にある。子どもは大人と同様、環境問題に対する被害者でも加害者でもあるが、その問題が子どもにとっての喫緊の対応（子どもに対する啓蒙や子どもに対する保護）が求められる問題を提示しているように感じられない。だが、これはもちろん丁寧に論すべき事柄である。）

<sup>11</sup> これは前述の「指導カリキュラム」を見たうえでの私見であり、慎重に論じるべきことかもしれない。とはいえ、本稿は「情報化ビジョン」の批判を意図しておらず、提案を行うことに主眼があるので、若干の推断はご寛恕いただきたい。

状況で人が抱きがちな動機を自覚することができるようになれば、これから生じうる（技術的可能性がもつ）潜在的な危険性に対しても、状況を各自が的確に判断できるようになるだろう。

第二に、情報通信技術が関与することで生じる被害は、技術的問題は差し置き、基本的には、情報に対して人が抱く動機（欲求）に訴え、誰かと誰かの動機の拮抗として理解できるからである。私が担当する大学1年生に向けた情報倫理学の授業では、「ネットがもたらす問題」を話すさい、最初に表1のような整理に触れることにしている。このように「情報モラル」が関わる問題は、基本的に、欲求どうしの拮抗として整理することが可能である。小学校・中学校における授業では、この表の整理に基づいて、いくつかの問題事例を、自分たちで[A]～[D]の整理の中に配置する、といった作業を行うこともできる。こうした作業を通じて、情報技術と人との関係性を深く考えながら、自分や他人が被害者や加害者になるような危険性を理解できるようになることが期待される。これは、「情報モラル教育」の本来の主旨に適った教育実践であろう。

表1

・「情報」の入手と公開：「知る」と「知らせる」の拮抗
(1) 知りたい vs 知らせたくない
[A] <u>知りたいのに知らせてくれない</u> （ <u>知りたい人の被害</u> ） ⇒ 通信手段の障害、デジタルディバイド、検閲
[B] <u>知らせたくないのに知られてしまう</u> （ <u>知らせたくない人の被害</u> ） ⇒ 情報漏洩、著作権侵害
(2) 知りたくない vs 知らせたい
[C] <u>知りたくないのに知られてしまう</u> （ <u>知りたくない人の被害</u> ） ⇒ 有害情報、情報操作、スパムメール
[D] <u>知らせたいのに知ってもらえない</u> （ <u>知らせたい人の被害</u> ） ⇒ 検閲（グーグルハッ�）、情報操作・誤報
・間接的に生じる被害も ⇒ 情報漏洩によって株価が下がる、有害情報によって暮らしづらい社会に etc.

第三に、動機の理解は、技術の使用用途を考え、特徴づけや評価を自主的に行うことになり、通常にとらわれずに技術と人との新たな関係を築く能力の育成につながると思われるからである。ある技術が通常思われている特徴をもつだけなのかとか、ある技術利用が「よいことか」「必要なことなのか」とかいっ

たことを考える時間をもつことは、情報通信技術を日常生活の中で無自覚に利用している子どもたちにとって、情報通信技術の未来を柔軟に発想する創造性を育む機会になると思われる。この点について、最後に説明しておこう。

## 5 人間理解を通じて技術の意味を考える学習

唐突だが、プラトンの『国家』冒頭<sup>12</sup>から借用した例を使って説明する。「人から借りた物を返すのは正しい（そうすべきだ）」という文言は、たいていの場面で受け入れられるものだろう。だが、その物品がナイフであり、私にそれを貸してくれた人（太郎）は妻への憎悪で激昂しているとしよう。そのとき、人に借りた物を返すべきだ、という規則は棄却され、「激昂した人にはナイフを渡すのは不正だ（渡してはならない）」というかたちの規則が優位になるだろう。

プラトンの主旨から逸れてしまうが<sup>13</sup>、私がここで注目したいのは、ふるまいの良し悪しを述べる規律の成否が、状況に応じて変動しうることである。それは、あるふるまいと道徳的評価の結びつきが、必ずしも一意に固定しえないことと言い換てもよい。このような変動性・非固定性が生じる一因は、ものごとやふるまいが担う諸特性のうち、状況を理解するさいに重視されるものが、個々の場面で異なるからである。ある状況では、ナイフが担う「太郎から借りられた物である」という特性は、その持ち主である太郎に手渡されるのが正しいことを支えている。だが、別の状況では、ナイフの鋭利さという特性が重視され、それは危険を招くかもしれないがゆえに、いま目の前で妻に激昂している太郎にそれを手渡すことが不正であることを支えている。ある規律は、何らかの要因が成立することによって棄却されたり、別の規律が支配することによって転覆されたりすることがありうる。同じことは、技術の評価はもちろん、技術の担う特性自体についても言えるだろう<sup>14</sup>。そして、とりわけ新しい技術が関わることがらの理解において、我々はこの事実を見失いやすい。

---

<sup>12</sup> プラトン(1979), pp. 26ff.

<sup>13</sup> 言うまでもなくプラトンの論点は「正しさ」の特徴づけの難しさにある。なお、本文の論点は、現代倫理学では、状況に応じて道徳規則の優位性が変化することから、状況独立的に適用される（普遍的な）「道徳法則」の身分に関する論争へと発展している。Cf. Dancy(2004).

<sup>14</sup> これは、事実にあてがわれる記述の随意性の問題とも言える。彼が手にしている物は「ナイフ」なのか「金属片」なのか、ナイフは「殺傷力のある道具」か「調理器具」か、私は彼からそれを「借りた」のか「彼の手元から遠ざけた」のか、人の表情を「激昂している」とするか「苦悩している」とするか（もしくは彼は妻に激昂した自分の狭量さに対し激昂しているのかもしれない）、事実の記述は随意的に変動しうる。当然この問題は、技術やふるまいの道徳的評価にも影響する。

我々は通常、ある技術を使用するさい、それが然々の特性をもつとか、それを用いたあるふるまいが斯々の特性をもつとかいったことを前提している。技術やふるまいに対する道徳的評価についても、我々の社会では一面的な認識が共有されることはある。

情報通信技術に関して言えば、たとえば、「ツイッターはつぶやきのツールである」といった認識の社会的共有<sup>15</sup>や、「顔の見えないネット社会は暴走が止まらない」<sup>16</sup>「メールでは普通の会話と違って感情がエスカレートしがちだ」<sup>17</sup>といった一面的な評価をしがちである。ましてやそうした言説が流布されることに、安堵すら感じことがあるだろう。何かの特性が確定することや、有事のさいに元凶が明示されることは、安心を与えるからである。だが、そこで立ち止まることが必要な場合もあるだろう。これは情報通信技術に限らず、おそらく技術一般に言えることだが、ある物のふるまいやそれらと我々の関係が、これまで考えられていたのと違った相を呈することは十分にある。こうした可能性について積極的に考える時間は、技術のあり方に関する子どもたちの発想力の育成につながるはずである。以上を踏まえると、「動機」という観点に立ち、技術を用いる人間のほうに目配せした教育は、「情報モラル教育」を、技術と子どもたちの未来に資するかたちで展開する方向に後押しすると思われる。

## 6 結語

以上で私は、文科省の掲げる「情報モラル教育」は、その主旨を踏まえるならば、法や禁止則の学習だけではなく、情報通信技術を自分や人が使用するさ

<sup>15</sup> 現在世界で2億人超が利用するとされるtwitterは、2008年4月の日本語対応開始時から、当サービス上での発言を「つぶやき」と呼んでいた。対他的発言（但し公的発言ではないかもしない）の含みももちろん英単語である"tweet"（「さえずる」）や"twitter"（「さえずり、おしゃべり」）にそうした意訳を与えたことは、国内ユーザーの利用形態に大きく影響したように思われる。そして本文での私の主張は、たとえば濱野(2008)のように、「基本的にツイッターは、各ユーザーがばらばらに『独り言』をつぶやくツールです(p. 205)」と前提したうえで考察や指導を行うのではなく、このサービスが「基本的に」その種のものであるか否かも検討しうる視座を「情報モラル教育」はもち合わせるのが望ましい、というものである。

<sup>16</sup> これは、「学校裏サイト」を話題にしたさい、マスメディアがネットに関して示した安易な否定的論調の一つである（毎日新聞2008年4月16日夕刊／荻上(2008), p. 28)。荻上は、マスメディアや評論家らが流布させるこうした安易なネット批判に警鐘を鳴らしている。

<sup>17</sup> 東京工業大学(2005), 「メール、掲示板、ホームページの利用における注意」  
<http://www.titech.ac.jp/rinri/ethics3.shtml> この「ガイド」には、ほかにも、「メールアドレスを公開することは、詐欺に遭遇する機会を増やすことになるのでメールアドレスの公開に際してはその点にも配慮して下さい（同ページ）」とか、「[SNS上でなされる] その発言が多くの人を傷つける可能性を忘れてはなりません（ミニブログ、ブログ、SNSの利用における注意）」といったネット使用の不安を煽る文句が散見される。

いの動機（なぜそれを使いたくなるのか・なんのためにそれを使うのか）を考える視座をもち合わせる必要があると論じた。技術を使う人の動機の理解とともにその危険性を知ることで、潜在的な危険性も含め、自覚的に危険を回避できるような判断力を形成できるからである。また、一般に情報通信技術がもたらす問題は、基本的に人の動機によって説明される類のものである。さらに、動機の面から情報通信技術を考える授業は、技術と人のあり方について、通念に縛られずに柔軟に発想する力を育む機会にもなるだろう。

最後に、一つの展望（もしくは個人的な憧憬）を示しておきたい。以上で述べた「動機の理解」は、本来、「情報モラル教育」の範疇に留まらず、より広い人間理解の作業である。この作業の必要性は、2節で確認したように、「指導カリキュラム」の達成目標のうちに、一般的な社会モラルの教育が含まれていることからも示される。よって、「情報モラル教育」を、情報通信技術に特化した教育としてではなく、倫理的問題を考える実践への間口として、人文科学の授業（「道徳・倫理」「社会」「国語」など）も乗り入れながら行う光景も（とりわけ初等教育においては）あってよいようと思われる。いかがだらうか。

## 参考文献

(政府公開の資料については、本文脚注に典拠を示した。)

- Dancy, J.(2004), *Ethics without Principles*, Oxford University Press.  
濱野智史(2008), 『アーキテクチャの生態系』, NTT 出版.  
中村純ほか(2010), 「情報倫理教育」, メディア教育研究 6:2 (*Journal of Multimedia EducationResearch*1:2, 33-43) .  
[http://www.code.ouj.ac.jp/wp-content/uploads/shotai\\_403302.pdf](http://www.code.ouj.ac.jp/wp-content/uploads/shotai_403302.pdf)  
荻上チキ(2008), 『ネットいじめ』, PHP 新書.  
プラトン(1979), 『国家（上）』, 藤沢令夫訳, 岩波文庫.  
東京工業大学(2005), 「情報倫理とセキュリティのためのガイド（情報倫理篇）」  
<http://www.titech.ac.jp/rinri/ethics.shtml>  
土屋俊(監修)(2012), 『情報倫理入門』, アイ・ケイコーポレーション.

(かべや あきよし／人文社会科学研究科特別研究員)